

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

セキスイハイム九州株式会社

女性の管理職を増やし、より一層女性が活躍できる職場環境を整えるとともに、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮し活躍できる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

2026年4月1日～2029年3月31日

2.内容

(1)次世代育成

①男性社員の育児休業取得率を2029年までに60%以上にする

- ・男性社員の育児休業を促進するための制度を周知する

2026年4月～ 子どもが誕生した社員に対して、育児休業の意思確認を早期に実施する

2026年4月～ 育児休業の意思確認の際に、育児支援制度全般を説明する

2026年10月～ 出産等の申出時や子が3歳になる前に個別に意向確認とそれに対する配慮を実施

②フルタイム労働者一人当たりの各月毎の法定時間外労働、

及び法定休日労働の合計時間数を5%削減する

2026年4月～ 各支店ごとの労働時間指標を会議で共有し、時間外就業抑制を働きかける

2026年4月～ 業務用パソコンの利用時間を勤務簿に反映し、適正な勤務簿管理を実施する

(2)女性活躍

①女性管理職数（課長職以上）を2029年までに10名以上にする

2026年4月～ 通常は管理職登用前年受講の必須研修を前倒して受講させ、計画的に管理職登用におけるプロセスを進捗させる

2026年8月～ 管理職登用エントリーにおいて女性管理職の計画的育成を各支店に促す

②有給休暇取得率を2029年までに60%以上にする

2026年4月～ 有給休暇の取得が少ない社員に対して取得推進を働きかける

福利厚生制度の案内と併せて定期的な有給休暇取得の呼びかけを実施する

以上